

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 5 章 ATA 条約特例法関係	第 5 章 ATA 条約特例法関係
（通関手帳の使用が可能な国及び地域）	（通関手帳の使用が可能な国及び地域）
0-2 通関手帳（法第 2 条第 1 号に規定する通関手帳をいう。以下本章において同じ。）の使用が可能な国及び地域は、次のとおりである（令和 4 年 1 月 1 日現在）。	0-2 通関手帳（法第 1 条第 1 項に規定する通関手帳をいう。以下本章において同じ。）の使用が可能な国及び地域は、次のとおりである（令和 2 年 3 月 1 日現在）。
アルバニア、アルジェリア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、セネガル、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国（77 か国及び地域）	アルバニア、アルジェリア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、 <u>ブラジル</u> 、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、セネガル、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国（78 か国及び地域）
（「輸入税」の範囲）	（「輸入税」の範囲）
1-1 条約第 1 条（a）《「輸入税」の定義》に規定する輸入税とは、関税、輸徴法第 2 条第 1 号《定義》に規定する内国消費税及び地方税法第 72 条の 77 第 3 号《定義》に規定する貨物割をいい、税関関係手数料令（昭和 29 年政令第 164 号）第 5 条《指定地外検査の許可手数料》に規定する手数料は、条約第 1 条（a）ただし書の規定により輸入税には含まれないので、留意する。	1-1 条約第 1 条（a）《「輸入税」の定義》に規定する輸入税とは、関税、輸徴法第 2 条第 1 号《定義》に規定する内国消費税及び地方税法第 72 条の 77 第 3 号《定義》に規定する貨物割をいい、税関関係手数料令（昭和 29 年政令第 164 号）第 5 条《指定地外検査の許可手数料》 <u>及び第 6 条《臨時開庁についての承認手数料》</u> に規定する手数料は、条約第 1 条（a）ただし書の規定により輸入税には含まれないので、留意する
（保証団体による通関手帳の確認）	（保証団体による通関手帳の確認）
3-1 令第 3 条第 1 項に規定する「税関長がその必要がないと認めた場	3-1 令第 3 条第 1 項に規定する「税関長がその必要がないと認めた場

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
<p>合」とは、次に掲げる場合以外の場合とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 通関手帳の表紙の最上欄（発給団体）に、次表に掲げる団体名が記載されていない場合（注）</p> <p>（注）下表の団体名は、「下表の団体以外の団体名（実際の発給団体）、under the guarantee of（下表の団体名）」という形で記載されることもあるので、留意する。</p> <p style="text-align: right;">(令和 4 年 1 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国 名</th><th>団体名（国際保証組織に加入している団体）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> </tbody> </table>	国 名	団体名（国際保証組織に加入している団体）	(省略)	(省略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(省略)	(省略)	<p>合」とは、次に掲げる場合以外の場合とする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 通関手帳の表紙の最上欄（発給団体）に、次表に掲げる団体名が記載されていない場合（注）</p> <p>（注）下表の団体名は、「下表の団体以外の団体名（実際の発給団体）、under the guarantee of（下表の団体名）」という形で記載されることもあるので、留意する。</p> <p style="text-align: right;">(令和 2 年 3 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国 名</th><th>団体名（国際保証組織に加入している団体）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td><u>B R A Z I L</u></td><td><u>National Confederation of Industry</u></td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> </tbody> </table>	国 名	団体名（国際保証組織に加入している団体）	(同左)	(同左)	<u>B R A Z I L</u>	<u>National Confederation of Industry</u>	(同左)	(同左)
国 名	団体名（国際保証組織に加入している団体）																
(省略)	(省略)																
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																
(省略)	(省略)																
国 名	団体名（国際保証組織に加入している団体）																
(同左)	(同左)																
<u>B R A Z I L</u>	<u>National Confederation of Industry</u>																
(同左)	(同左)																